

石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改定に係る手続きについて

令和5年3月15日以降に新たな許可証を交付する場合は、汚泥の品目に対して石綿含有産業廃棄物の取扱いを表記することになります。

●変更の経緯・概要

大気汚染防止法（以下「大防法」という。）の改正（令和2年6月5日公布）により、全ての石綿含有建材が規制対象となりました。これにより、従来の石綿含有吹付け材や石綿含有保温材等に加えて、新たに石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の区分が設けられました。

これまで塗材については、吹付け工法により施工されたものが廃棄物となったものは、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」に該当し、吹付け以外の工法により施工されたものが廃棄物となったものは、産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」に該当するとされていましたが、今般、大防法の改正により、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が以下のとおり改訂されました。

【マニュアルの主な改正点】

- ・石綿含有仕上塗材について廃石綿等から石綿含有産業廃棄物への変更
- ・石綿含有汚泥の品目の追加

マニュアル改正後の産業廃棄物の区分

廃棄物の種類	石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライト	吹付け工法で施工された石綿含有仕上塗材（左記を除く。）	吹付け以外の工法で施工された石綿含有仕上塗材
改正前	特別管理産業廃棄物 「廃石綿等」 (変更なし)	特別管理産業廃棄物 「廃石綿等」	産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物 「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラ陶」※1
改正後		産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物 「廃プラスチック類」、「がれき類」、「ガラ陶」又は「汚泥」※2	

※1 本市では、産業廃棄物である石綿含有仕上塗材については、マニュアルに記載されている「がれき類」又は「ガラ陶」の他に「廃プラスチック類」も該当するものとして取り扱っています。

※2 高圧水洗工法等により除去され、泥状の状態で廃棄物となったものが対象です。

処理基準について（マニュアルから抜粋）

【排出時】

- ・石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、石綿含有廃棄物の中でも石綿の飛散性が比較的高いおそれがあることから、基準で求める飛散防止のために必要な措置として、確実なこん包を行うことが必要である。さらに、廃棄物の性状が粉状又は汚泥状であるため、袋の破損等が起こると廃棄物が流出する蓋然性が高いものであることから、確実なこん包として、排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包を行うこと。また、こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが望ましい。

【収集運搬について】

- 石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包の状態のまま運搬すること。また、けい酸カルシウム板第1種が切断・破碎されて廃棄物となったもの、除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物等は、石綿含有廃棄物の中でも収集・運搬等の処理の過程における石綿の飛散性が比較的高いと考えられるため、基準で求める飛散及び流出の防止の措置として、フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等にこん包して廃棄物の露出がないようにすることが必要である。

【最終処分時】

- 石綿含有産業廃棄物が木材その他の有機繊維を含んだ廃棄物や汚泥等の安定型産業廃棄物以外の廃棄物に該当する場合は、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場で処分すること。
- 比較的飛散性の高いものとしてこん包して収集・運搬されたものは、こん包した状態で埋め立てること。
- こん包されたまま埋め立てられる石綿含有廃棄物は、重機等によりその袋又は容器等を破損しないよう留意すること。転圧する場合には、破碎により石綿が大気中に飛散することがないように覆土の後に行うこと。

●汚泥（石綿含有産業廃棄物）に係る許可関係手続きについて

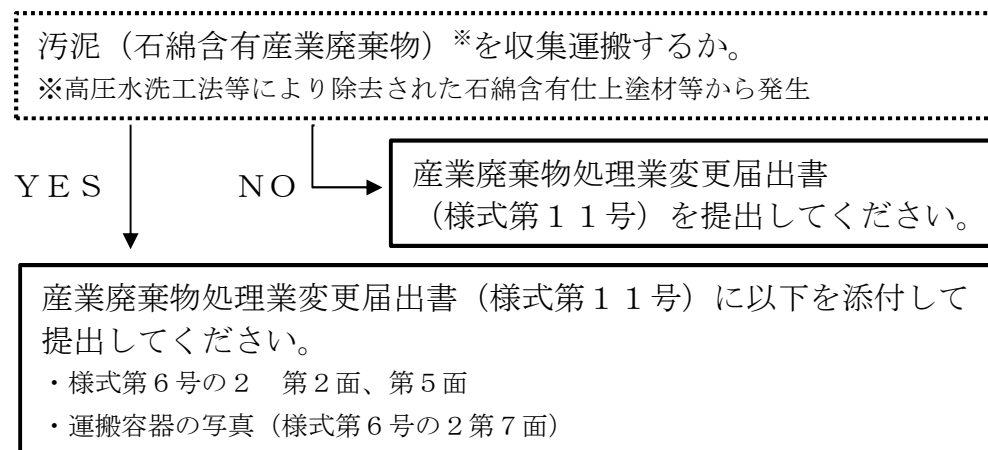
1 収集運搬業（積替え・保管を除く）

- 各手続は、以下のフローチャートに沿って行ってください。
- 汚泥（石綿含有産業廃棄物）を収集運搬する場合には、破碎することのないような方法により、かつ他のものと混合するおそれのないように他のものと区分して行う必要があります。また、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包等のまま運搬する必要があります。

(1) 産業廃棄物の「汚泥」の許可※を有する場合

※「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、「汚泥」の許可を有していないものと扱うため、(2)に該当します。

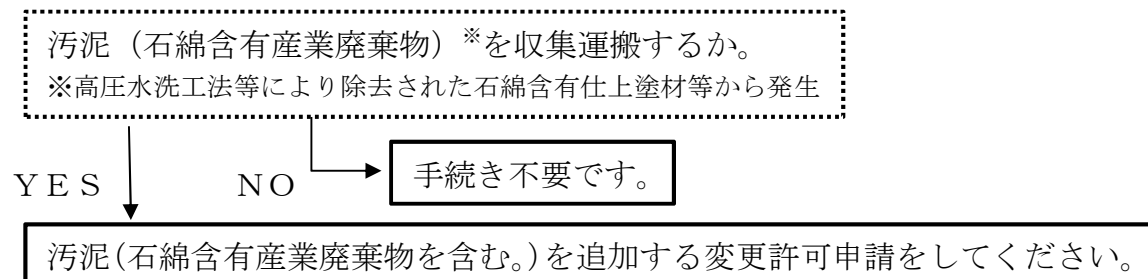
- 「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを、更新許可、変更許可及び変更届時（他要件で書換えがある場合）に行います。
- 早期に許可証の書換えを希望する場合は、随時、届出を提出してください。



(2) 産業廃棄物の「汚泥」の許可※を有していないものの、他の品目で「石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有している場合

※「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、「汚泥」の許可を有していないものと扱います。

- ・泥状の「石綿含有産業廃棄物」を扱う場合は、変更許可申請を提出してください。
- ・本市内では、経過措置として、令和5年9月30日までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、現在の許可で収集運搬業が可能です。



(注) 通常、汚泥（石綿含有産業廃棄物）の収集運搬をする者は、他の品目でも石綿含有産業廃棄物を扱っているものと考えられます。もし廃プラスチック類、がれき類、ガラ陶（石綿含有産業廃棄物）をお持ちでない場合は、一緒に検討してください。

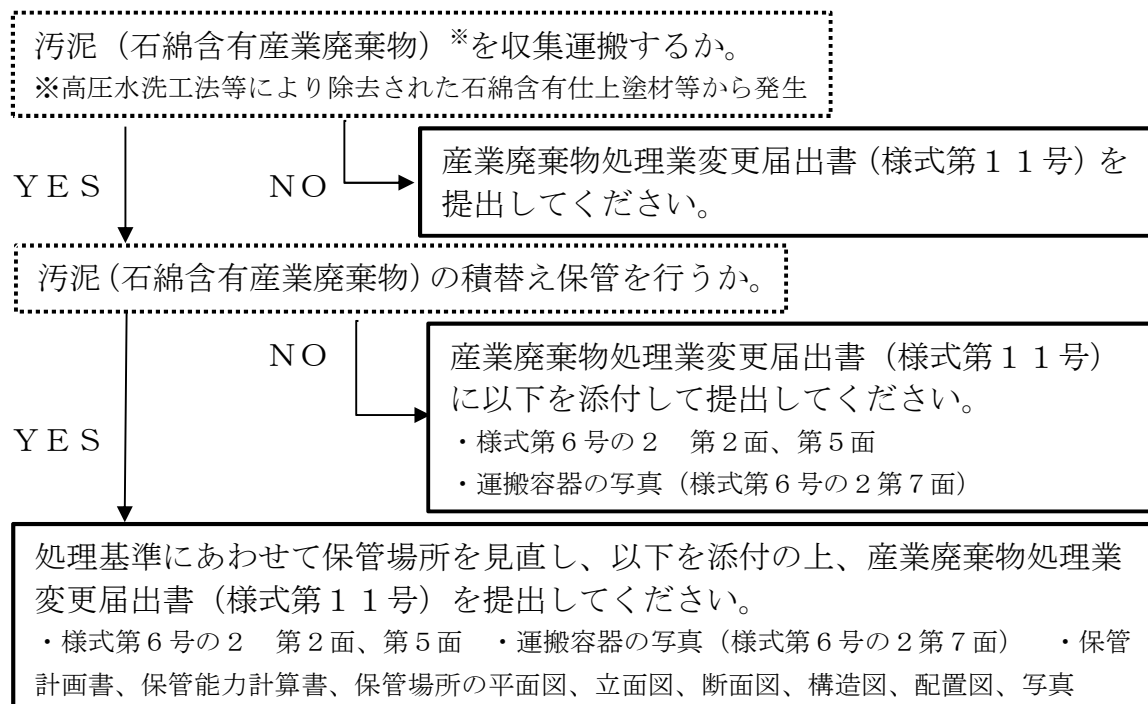
2 収集運搬業（積替え・保管を含む）

- ・各手続は、以下のフローチャートに沿って行ってください。
- ・汚泥（石綿含有産業廃棄物）を収集運搬する場合には、破碎することのないような方法により、かつ他のものと混合するおそれのないように他のものと区分して行う必要があります。また、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包等のまま運搬する必要があります。また、汚泥（石綿含有産業廃棄物）を保管する場合には、他のものと混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等の措置を行う必要があります。

(1) 産業廃棄物の「汚泥」の許可※を有する場合

※「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、「汚泥」の許可を有していないものと扱うため、(2)に該当します。

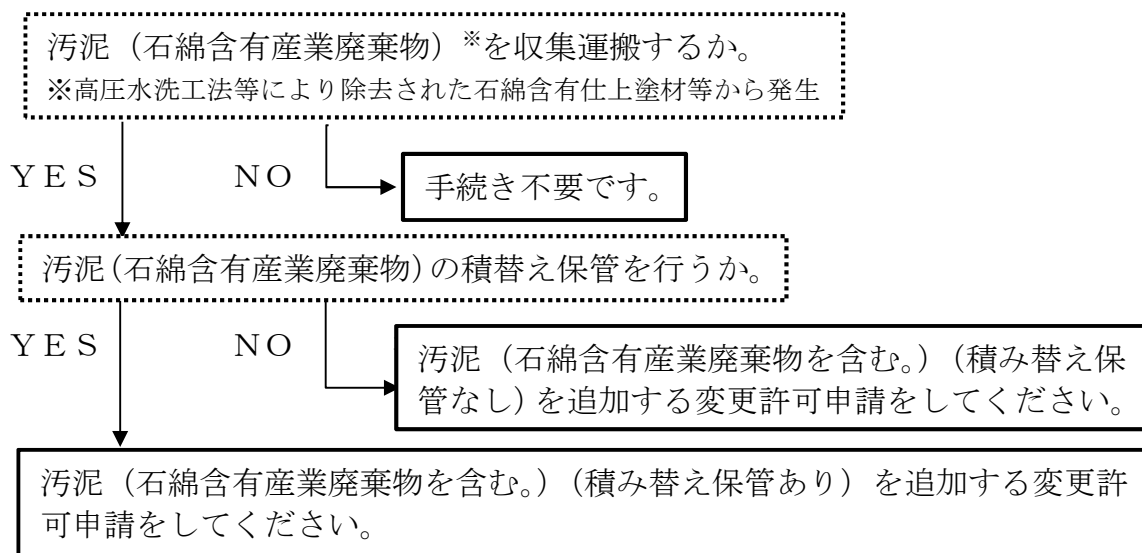
- ・「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを、更新許可、変更許可及び変更届時（他要件で書換えがある場合）に行います。
- ・早期に許可証の書換えを希望する場合は、随時、届出を提出してください。



(2) 産業廃棄物の「汚泥」の許可*を有していないものの、他の品目で「石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有している場合

※「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、「汚泥」の許可を有していないものと扱いません。

- ・泥状の「石綿含有産業廃棄物」を扱う場合は、変更許可申請を提出してください。
- ・本市内では、経過措置として、令和5年9月30日までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、現在の許可で収集運搬業が可能です。



(注) 通常、汚泥（石綿含有産業廃棄物）の収集運搬をする者は、他の品目でも石綿含有産業廃棄物を扱っているものと考えられます。もし廃プラスチック類、がれき類、ガラ陶（石綿含有産業廃棄物）をお持ちでない場合は、一緒に検討してください。

3 中間処分業

- ・汚泥（石綿含有産業廃棄物）は、施行令第7条第11号の2に掲げる熔融施設でのみ処理可能ですが、市内には当該施設を有する中間処理業者はありません。
- ・「汚泥」の許可を有する方は、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを、更新許可、変更許可及び変更届時（他要件で書換えがある場合）に行いますので、その際、産業廃棄物処理業変更届出書（様式第11号）を提出してください。
- ・早期に許可証の書換えを希望する場合は、随時、産業廃棄物処理業変更届出書（様式第11号）を提出してください。

●届出窓口

届出受付先：名古屋市環境局廃棄物指導課 産業廃棄物審査担当
(電話番号：052-972-2391)

提出部数：正本、控えあわせて2部必要です。

届出方法：持参又は郵送になります。郵送により書換後の新許可証の返送を希望する場合は、返信用封筒（角形2号であること。特定記録郵便料金（160円）と、書換後の新許可証・控えの郵送料金を含めた切手を貼ったもの。宛先（郵便番号、住所、受取人名）を明記してあるもの。）を同封してください。また、書換後の新許可証は旧許可証と交換でお渡ししていますので、旧許可証についても同封してください。

(注) 変更許可申請の場合は申請手数料が必要になります。詳細については産業廃棄物審査担当へご相談ください。